

令和 8 年 4 月 1 日函館市企業局公告（一般競争入札に付する各工事に
共通する資格および事項について）の規定により，工事ごとの資格およ
び事項を次のとおり定めたので公告する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

函館市公営企業管理者

企業局長 手 塚 祐 一

1 一般競争入札（事後審査型）に付する工事の内容

(1) 工 事 名 戸倉湯川地区汚水マンホール蓋および汚水柵更新工事
(その 1)

(2) 施工場所 函館市上野町 2 番先， 1 0 番先， 1 1 番先， 1 6 番先，
榎本町 2 番先から 4 番先，戸倉町 2 番先から 1 1 番先，
日吉町 1 丁目 2 1 番先， 2 2 番先， 2 5 番先および 2 6
番先

(3) 工 期 契約の日の翌日から令和 9 年 2 月 2 2 日まで

(4) 工事概要 マンホール蓋設置工 6 9 箇所 マンホール蓋撤去工
6 9 箇所 公共汚水柵設置工 5 4 箇所 既設公共汚水柵撤去工
6 0 箇所 付帯工 1 式 仮設工 1 式

(5) 予定価格（消費税および地方消費税相当額を除く。）

3 9， 2 9 0， 0 0 0 円

(6) 最低制限価格

函館市企業局建設工事最低制限価格制度実施要領第 6 条第 1 項の
規定による価格

(7) その他

本工事は「週休 2 日工事」の対象工事である。

2 入札参加資格

次のいずれにも該当し，かつ，3 により入札への参加を制限されて
いないこと。

(1) 函館市競争入札参加有資格者として，土木一式工事の工種に登録

されていること。

(2) 前号に係る土木一式工事の工事予定価格の区分に対応する等級が B 級に格付けされている者であること。

(3) 市内に本店を有する者であること。

3 工事施行成績による入札への参加の制限

受渡しが完了した工事について、次に掲げる要領の規定に基づき通知を受けた工事施行成績の評定結果の評定点が 65 点未満のときは、その通知をした日から起算して 6 ヶ月間、当該入札に参加することができない。

ア 函館市請負工事施行成績評定要領

イ 函館市小規模請負工事施行成績評定要領

ウ 函館市企業局請負工事施行成績評定要領

エ 函館市企業局小規模請負工事施行成績評定要領

4 入札参加資格の認定申請等

入札に参加しようとする者は、次のとおり必要書類を提出し、入札参加資格の認定を受けること。

(1) 必要書類

ア 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書

イ 配置予定技術者調書

(2) 提出方法

入札書とともに郵送することとし、持参によるものは受け付けない。

(3) 入札参加資格の認定

入札参加資格の認定は、開札後に行うものとする。

5 工事費内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を入札書とともに郵送で提出しなければならない。

6 設計図書等の閲覧等の期間

令和 8 年 9 月 10 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

7 質問書の提出

(1) 提出期間 令和8年9月10日から令和8年9月16日まで

(2) 提出先 函館市末広町5番14号 函館市企業局上下水道部管路整備室下水道管渠維持担当（電話番号 0138-27-8751）

8 入札執行の日時

令和8年10月1日午前10時

9 入札にかかる問合せ先

函館市企業局管理部経理課（電話番号 0138-27-8722）